

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第五条第一項第三号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

第六条第一項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第七条第二項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

第八条第三項及び第二十一条第二項中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理（引用条文の条ずれの修正）を行うため。